

## 平成23年度地方公共団体との研究会 議事要旨

### <地方公共団体との研究会>

日時：平成23年11月28日（月） 13：30～15：50

場所：永田町合同庁舎第1共用会議室  
（東京都千代田区永田町1-11-39）

議題：公金の債権回収業務について

- 公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて
- 先進的な取り組みについてのプレゼンテーション

出席：山形県、茨城県、栃木県、伊勢崎市、千葉県、千葉市、柏市、市原市、東京都、江東区、港区、世田谷区、練馬区、品川区、豊島区、目黒区、東久留米市、横浜市、川崎市、相模原市、南足柄市、新潟市、石川県、長野県、浜松市、豊橋市、三重県、名張市、京都市、大阪府、明石市、奈良県、鳥取県、島根県、岡山市、広島県、愛媛県、北九州市、嘉麻市、沖縄県、東京弁護士会自治体法務研究部、日本司法書士連合会、全国サービサー協会、弁護士  
岸道雄専門委員、菊地端夫専門委員

### 1. 開会の挨拶

○館室長 本日はお忙しいところをこれほど多くの方にお集まりいただき、ありがとうございます。

内閣府公共サービス改革推進室室長の館でございます。よろしくお願いたします。

本日の会合ですけれども、私ども基本的に公共サービス改革法を所管している組織として、これまで地方公共団体の窓口業務のアウトソーシングの推進に公共サービス改革法、いわゆる市場化テストも使っていただくということでいろいろな御説明などもさせていただいているところでございます。ただ、これそのものだけではなくて、いろいろな地方公共団体の公共サービスの改革を考えていく上でより幅広く考えますと、例えば今回取り上げさせていただくような公金の回収などは大変大きな課題になっております。皆様方もいろいろな御努力をされておられますけれども、幅広い情報の共有ですとか、それを推進するためのプラットフォームは必ずしもできていない。公共サービス改革ですとか行革の分野は、これまでの伝統的な官庁の縦割り組織から自治体とのつながりがなかなか薄い分野でございますので、この辺りについて私どもも少し努力させていただければと思ひまして、こういう研究会をさせていただいたわけでございます。

本日は、船橋市、秦野市、江戸川区、それから、東京弁護士会自治体法務研究部の方からのさまざまな御経験を共有していただいて、更に、立命館大学の岸先生、明治大学の菊地先生と御専門の方も来ていただいておりますので、是非活発な御議論をお願いし

たいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 内閣府からの状況報告

### ・公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて

○宮本主査 私からは資料1-1、1-2について御説明をさせていただきます。

まず1-1でございますけれども、「公金の債権回収業務～官民連携にむけて～」ということで、ヒアリングさせていただいた自治体の皆様等の意見を踏まえながら、私どもの整理を御説明させていただきます。

資料1-2につきましては、本日の研究会に先立ちまして皆様から御質問等いただいております、その整理をさせていただいたものをお示ししたいと思います。

まず資料1-1をごらんください。「公金の債権回収業務～官民連携にむけて～」というところがございます。

本内容の検討経緯でございます。昨年7月に公共サービス改革基本方針を閣議決定してまいりました。その中で、公共サービスが費用対効果において優れたものであるか不審の見直しを行うといったことが改めて明記されているところでございます。

これを受けまして、同年9月には行政刷新会議の下に公共サービス改革分科会を設置してまいりました。この分科会におきましては、国における課題に加えまして、地域の公共サービス改革のさらなる推進について幅広く検討することとされました。

そして、今年4月、約半年の検討を踏まえまして、分科会におきまして公共サービス改革プログラムを発表させていただきました。そのプログラムの中で民間との連携の一例としまして、公金に関する債権回収業務についてまだまだ課題がある、更に検討が必要ということが示されたところでございます。

この内容を受けまして、内閣府としましては地方公共団体の皆様、関係団体の皆様とのヒアリングを通じて課題の把握を開始したところでございます。

これらの把握を踏まえまして得られた課題でございます。公金の債権回収業務に関する全般的・統一的な整理・分析がなされていないのではないかというような課題が浮き彫りとなってまいりました。

これを受けて、我々のミッションとしましては、公金の回収業務に関する全体像の整理・分析をして、自治体の皆様の参考となるような手引きを作成していきたいと考えるに至りました。

その手引きの内容を少しかいつまんでこれから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、用語の定義として、上から2つ目「債権回収業務」という言葉でございますが、法令上、特段の定義はございません。ただ、我々の検討の中での位置づけとしましては、滞納債権に対して行われる業務のうち、収納により債権の消滅が図られる業務と定義させていただきました。勿論、債権の消滅につきましては免除等の手続が用意されている

ところでございますが、公共サービス改革の1つの視点としまして、その財源の確保はやはり外せない視点でございますので、今回の議論としましては「収納により」というところに注目させていただいたということでございます。

また、一番下「自力執行権」という言葉でございます。こちらは、債務不履行や滞納があった場合に、債権者自らが強制手段によって債権の満足を図る手続でございます。

この自力執行権という言葉が1つキーワードになりますので、下の絵で債権の区分をさせていただいております。債権について自力執行権というキーワードに着目すると2つに区分がなされます。

まず、水色の部分でございます。自力執行権がある債権のエリアでございますが、具体的に申し上げますと、法令上に「国税滞納処分の例による」などと明記がされているものでございます。主な債権としましては地方税が挙げられるわけでございます。それぞれ根拠法がありますので、明記があります。ここは明確化がされている内容でございます。

一方、緑色の債権でございます。法令上、特段規定がされておられませんこういった債権につきましては自力執行権がございませんので、債務名義などをとる際には裁判所を経由していかなくてはならないということになります。主な債権としましては、公営住宅の使用料や病院の債権、水道料などが挙げられるということでございます。

公金の滞納状況でございますが、主な公金の滞納状況について掲げさせていただきました。地方税では2兆円超、国保では4,000億弱になっております。

続きまして、下の③の業務を取り巻く現状というところで主に3つ挙げさせていただきました。

まず、公務員数でございます。国・地方ともに公務員の数は年々減っている状況でございます。また、債権回収の筆頭の部署であろうと思われまます税務職員についても同様に人数が減っている現状がございます。

2点目、知識・ノウハウの集積という点でございます。都道府県や一部の政令指定都市を除きましては、局内異動が採用されておりません。幅広い人事異動が行われております。しかも数年間、3～5年というスパンで人事異動が繰り返されているという現実がございます。債権回収の業務は、法令知識は多岐にわたりますので、そういった業務のノウハウ、法令の知識を集積していくことはなかなか難しい部分があると認識しております。

3つ目、地縁的なつながりを掲げました。特に規模の小さな地方公共団体におきましては、公務員・職員と住民との距離が密接であるがゆえに、債権回収の業務に消極的になり得るのではないかというようなことも浮き彫りとなっております。

このような現状におきまして、ではどのような選択肢があるのかというところがございます。8ページ以降でございますが、所管省庁の通知にもあるように、1つの選択肢としまして民間委託の事例が挙げられているところがございます。主な事例を5つほど

挙げさせていただきました。

まず1点目、地方税でございます。どのような業務が民間委託できるのかというところでございます。青色の部分でございます。1つは公権力の行使に当たらない部分。例えば自主的納付の呼びかけといった業務はアウトソースできますね、もう一つ、公権力の行使に関する補助的な業務についても民間委託することは可能ですねということが明確化されております。

留意事項としましては、このような業務を包括的にアウトソースすることは認められていないけれども、例えば公権力の行使そのものはアウトソースできないが、その補助的な業務をアウトソースすることは差し支えないということが明記されているところでございます。

下の方につきましては、今度は国保について同じような通知がされているところでございます。少しアンダーラインさせていただいている部分、例えば自主的納付の呼びかけという業務がございます。こちらについては弁護士法等の内容に抵触しないようにということが重要となりますが、後ほど具体的に説明させていただきたいと思っております。

保育料についても同じような内容が出ております。

その下、公営住宅の家賃につきましても同様の内容でございます。ただ、通知の中で自主的納付の勧奨等というところで少し具体的内容が明記されておりますので、アンダーラインさせていただいております。こういった業務は民間委託が1つの選択肢だということが明記されているところでございます。

続きまして、一番最後の通知でございます。医業未収金の内容でございます。こちらは自主的納付の勧奨等について、より具体的に注意的なことも含めて明記がされております。民間委託できるのは、自主的な納付を呼びかけることは可能ですが、「ただし、請求行為に当たらないようにすること」と上から3行目に示されております。

留意事項の上から3行目にも「弁護士法に抵触しないよう特に留意すべき」と明記されております。各省からの通知の中で弁護士法に留意しなければいけないと明確にうたっている通知でございます。

では、弁護士法というのは具体的にどんなものをこれから御説明いたします。④番、関係法令ということでございます。その1つとして弁護士法第72条がございます。内容としましては、弁護士でない者が他人の法律事件に関して法律事務の取扱い等を行うことを禁止するものでございます。例えば法律事件というものですが、単に払わないと債務者が言った場合にも紛争性が顕在化してきますねということでしたり、請求という行為は権利の行使を行うものでございますので法律事務に該当すると判断されているところがございます。ですので、民間委託をする場合にもこういった内容に抵触しないように十分配慮する必要があるというところがございます。

民間委託等の通知が出ていて、弁護士法等の抵触も十分留意するということを踏まえまして、では具体的にどのような解決の方向性があるのだろうかというところがございます。

す。ここでは①～③、ホップ、ステップ、ジャンプで考えてみたいと思います。

まず1つ目でございます。公金の債権回収業務の流れ、これは皆様で具体的な流れと一緒にイメージさせてくださいということでお示ししたいと思います。

2つ目としましては、業務の担い手となり得るものを整理させていただきたいと思います。勿論、公務員の皆様につきましてはすべての業務を担うことができます。更にその発展的な方法としましては、業務の一元化を行ったり、滞納整理機構などで共同処理をしていったり、情報共有をしていくことで効果的・効率的な業務ということも1つの方向性かと考えられます。また、公務員以外の者としましては、民間委託ができるものはどんなものだろうかというところでございます。公権力の行使に関連する補助的な業務、または公権力の行使に当たらない業務は各省の通知にもありますように民間委託が可能でございます。ただし、民間委託をする場合には弁護士法に抵触しないことは十分注意をしていただく必要がございます。

最後、①②の議論を踏まえまして業務の流れに応じた担い手の整理を1つのゴールとさせていただきたいと思います。

では、まず①で業務の流れを整理させていただきたいと思います。皆様で大きな流れのイメージを共有したいと思います。

ここから少し色がカラフルとなりますので、まず色の説明をさせていただきたいと思います。下の表の中で青い色の部分でございます。こちらは自力執行権がある債権を示しております。例えば地方税などがございます。緑色の部分は自力執行権がない債権を示しております。例えば病院の債権、家賃債権等がございます。そして、それぞれの色でも左から右に行くに従って色が濃くなってまいります。色が濃くなっている内容は紛争性がより顕在化してくる部分をイメージしております。ですので、色が濃くなっていくような部分については弁護士法の抵触がないよう十分配慮が必要というエリアでございます。

次に、各業務の段階について説明をさせていただきます。

左側、納期が到来しますと黄色の部分、滞納が発生ということになります。

その後、「支払案内」を1つ飛ばしまして、「督促」をごらんください。こちらは実は公務員のみ権利の行使が認められているところでございますので、「公務員のみが行いうる行為」と注意書きが入っております。

「督促」の左側の「支払案内」でございます。こちらは任意の業務でございます。「督促」に至るまでのいわゆる納付を促す行為を「支払案内」と書かせていただきました。

続いて「督促」の右側、「催告」でございます。いわゆる納付を促していく業務でございます。こちらは2つに区分させていただきました。1つは、各省の通知にもあるように「自主的納付の呼びかけ、未納理由の確認」等の業務でございます。そして、右側「納付の請求」でございます。先ほどお伝えしたように、請求行為は弁護士法に抵触してまいります。ここについては弁護士法の注意が必要と記載させていただきました。

「催告」の右側、「納付相談」というエリアでございます。この段階は面談による支払いの案内、納付の履行を促すことをイメージして「納付相談」と書かせていただいております。面談でこういった相談を行う場合には紛争性が非常に高まる蓋然性があります。その蓋然性が高いことから弁護士法に抵触しないよう十分配慮が必要という段階だと考えております。

1つ飛ばしまして「財産調査」という段階に移ります。「財産調査」は自力執行権がある債権、例えば地方税等の職員に与えられている権限でございます。例えば質問・検査権や搜索権等が挙げられます。これは自力執行権がある債権のみに与えられている権限でございますので、下の方の自力執行権がない債権については「該当なし」と書いてあるところがございます。「該当なし」といった場合、どんな調査をしたらいいんだということがありますが、いわゆる任意の調査によらざるを得ないということがございます。その任意の調査を左側の「資産調査」と表現をさせていただきました。

「資産調査」とは財産調査以外のものということでここでは書かせていただいております。勿論任意の業務でございますので、自力執行権ありなしにかかわらず行うことはできます。例えば登記簿を調べたり、自動車の所有者を調べたりというようなことを想定しております。

続きまして、「財産調査」の右側、「訴訟」の段階でございます。「訴訟」につきましては、自力執行権がある債権はもともと裁判所を経由いたしませんので、該当がございません。一方、自力執行権がない債権につきましては裁判所のお墨付きがない限りには次の段階に移れませんので、「訴訟」の段階を踏む必要がある。ただ、「訴訟」のところでございますが、基本的には公務員のみが行い得る行為でございますが、訴訟委任という形で弁護士の皆様等にもこういったところで活躍いただいているのが実例でございます。

その右側、最終段階でございます。「強制徴収・強制執行」によりまして、収納により債権の消滅を図るとというのが一連の大きな流れでございます。

以上が、債権回収業務の大きな流れでございました。

②では、業務の担い手となり得る民間事業者を少し整理させていただきます。業務の区分としましては法律事務であるか否かというところを1つ視点とさせていただきます。

法律事務、具体的に申し上げますと、納付の請求や面談による納付相談が該当してこようかと考えております。この法律事務を取り扱うことができる民間事業者としては3名のプレーヤーが考えられるだろうと。1つは弁護士。2つ目は認定司法書士。認定司法書士というのは、司法書士の中で法務大臣から認められている者と定義されております。人数としましては、実際の司法書士の約半数が既に認定司法書士として認められている現状でございます。最後にサービサーということになります。

それぞれの特性を少し御説明させていただきます。

弁護士の皆様は取り扱う債権額、債権の種類に特段の制限はございません。

続きまして、認定司法書士の皆様でございますが、取り扱う債権の種類には特段の制限はございませんが、扱う債権額に制限がございます。総額が140万円以下、いわゆる簡易裁判所で取り扱えるものが原則的に認定司法書士が取り扱える債権ということになります。

サービスの皆様につきましては、額については特段制限はございませんが、種類としましては特定金銭債権と呼ばれるものに限定されております。この特定金銭債権とは何だろうということになります。これはサービス法で定められてございます。具体的に申し上げますと、地方公共団体の債権におきましては貸付金がこれに該当してまいります。例えば高度化資金貸付金や母子寡婦貸付金等が該当するイメージでございます。

以上、法律事務は3名のプレーヤーが担い得るということでございます。

それでは、法律事務以外のもの、非法律事務はどんなプレーヤーかといいますと、民間事業者さんすべてが取り扱うことができるという整理でございます。逆に申し上げますと、民間事業者のうち非法律事務しか取り扱うことができない方、これらは一般民間事業者と定義させていただきました。

1つ注意が必要なのは、認定司法書士やサービスの取扱いでございます。例えば認定司法書士が訴額140万円超の案件を扱う場合、またはサービスが非特定金銭債権、例えば病院の債権とか家賃債権を扱う場合は法律事務を取り扱うことはできませんので、扱いとしましては一般民間事業者さんの扱いになるというところに注意が必要かと考えております。

以上が、担い手となり得る民間事業者さんの整理でございます。

最後に、業務の流れに応じた官民の連携、①と②を溶け込ませた絵でございます。

まず、納期が到来いたしますと、黄色の部分で滞納が発生してまいります。

その次、「督促」を行うまでに行う業務として、1つ「支払案内」という業務、これは任意でございますが考えられます。この業務は勿論公務員の皆様はすべて行うことができます。1つの選択肢として民間事業者を選択する場合には特段の制限なく、すべての民間事業者さんが担い得るだろうと考えております。ただ、注意が必要なのが、それぞれ色が濃くなっていくような部分でございます。赤い枠で囲んである部分でございます。※3で表示してありますけれども、ここでは紛争性が顕在化してくるといった場面も当然考えられます。そのような場合には一般民間事業者さんは法律事務を取り扱うことができませんので、適切に発注者、いわゆる自治体の皆様にお返ししなければいけない、引き継がなければいけないところに十分注意が必要と考えております。

続いての段階「督促」でございます。こちらは公務員のみが実施し得ると御説明させていただきましたので、民間のプレーヤーは登場し得ないエリアとなります。

続いて「催告」の段階でございます。1つ目の「自主的納付の呼びかけ、未納理由の確認」でございますが、こちらは勿論民間事業者さんでも取り扱うことができる部分が

あるだろうと。ただし、やはり色が濃くなっていくような部分、紛争性が生じる、もしくは顕在化する場合には発注者に適切に引き継ぐ必要があるということでございます。「催告」のもう一つの場面、「納付の請求」、いわゆる請求行為をしていくような場合、こちらは法律事務でございますので、活躍できるプレイヤーは3名、弁護士の皆様、認定司法書士の皆様、サービスの皆様というところになります。

その次の段階、「納付相談」、面談による催告というような位置づけでございます。ここについても紛争性等が生じる蓋然性が高いものですから、同じく法律事務を取り扱っていく3名のプレイヤーが担い得る民間事業者と考えております。

続きまして「資産調査」というところ、ここは色が変わってまいります。この「資産調査」は任意の調査でございますので、特段法律事務ではございません。ですので、民家事業者さんすべてが担い得るだろうというエリアでございます。

続きまして、「財産調査」という部分には民間事業者さんは登場し得ません。いわゆる公務員が自らの権限で実施していくといったエリアでございます。また、自力執行権がない債権につきましてはそもそもそういった権限がありませんので、任意の資産調査によるものを実施していくこととなります。

続きまして「訴訟」という段階でございます。自力執行権がない債権ではこの手続を踏まなければなりません。勿論、公務員の皆様は自ら実施していただくことが可能でございますが、民間の選択肢としましては法律事務に関する3名のプレイヤーがここでも登場し得るということとなります。1つ注意をすべきとすれば、※4で示しておりますサービスでございます。特定金銭債権であれば債権額に特に上限なしと先ほど申し上げましたが、訴訟になりますと実は140万円超の場合には弁護士の追行が必要ということがサービス法で定められております。訴訟の場合には少し注意が必要という整理となっております。

以上を経て、「強制徴収・強制執行」の段階を経て収納により債権の消滅を図るのが1つ考えられる方法かと考えております。勿論すべての業務について公務員の方自ら実施していただくことは可能でございますが、民間を選択肢の1つと考える場合にはこのような絵になろうかと考えているところでございます。

今後の課題でございます。大きく3つ挙げさせていただきました。

1つ目は、公務員のさらなる問題解決能力の向上でございます。研修等を通じた基礎的知識の習得が必要。また、各自治体、本日も研究会で御発表いただきますが、先進事例の研究がまだまだ必要だと考えております。そして情報を共有できるプラットフォームが必要ではないかと考えております。例えば債権回収業務はどの自治体の皆様も真剣に取り組んでいるわけでございますが、それぞれの困り感を共有できるタイミングがなかなか少ない。しかも、税金であればある程度税の横並びで意見交換する機会がありますが、公金という大きな概念の中でこういった情報を共有していくプラットフォームが現在のところございませんので、皆様の知恵、問題意識等の共有を今後していく必要が



あると考えております。

2つ目は、業務委託の仕組みの標準化でございます。弁護士や認定司法書士の方への業務委託は事例としてはまだまだ希少でございます。本日発表いただく中にも弁護士への委託が出てきますけれども、こういった事例についてはより内容を検証していったり、今後ほかの自治体でも実施したいという場合には費用の在り方だとか実際の効果だとか、そういったものについて事例の蓄積等が必要と考えております。

3つ目は、今回余り触れておりませんが、地方税以外の共同処理の在り方でございます。御存知のとおり、滞納整理機構などが地方税の徴収で効果を上げているところでございますが、地方税以外の債権でこういった共同処理の概念の発展性の可能性はあるのだろうかというところが1つの課題でございます。

以上が資料1-1の説明となります。

続きまして、資料1-2でございます。こちらは本日の研究会に先立ちまして、自治体の皆様から事前に御意見をいただいております。こちらで少し分類をさせていただきました。

1つ目は債権回収組織の一元化というところでございます。こちらにつきましてはこの後、船橋市さんから一元化の内容だとか回収の取組み等について御発表がございますので、その内容を御参考にさせていただければと思います。

2つ目、情報の共有等についてでございます。この内容につきましては神奈川県秦野市さんからのプレゼンなどを参考にいただき、また質問等がございましたら後の意見交換をお願いします。

また、一番下の内容、その他の「サービサーが受託可能な」というところでございます。私どもの今の説明で少し参考になる部分があったのではないかと考えております。

以上、さまざまな御質問をいただきました。この研究会の場ですべてに答えが出るというわけではないとは思いますが、皆様の議論の問題意識の共有、問題の本質の深掘りができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 先進的な取り組みについてのプレゼンテーション

#### ・「船橋市の債権管理について」（千葉県船橋市）

○船橋市 どうも皆さん、こんにちは。ただいま先進的な自治体ということで紹介していただきまして、大変光栄でございます。ありがとうございました。

時間がございませんので、早速資料に沿って御説明させていただきたいと思っております。

船橋市は金銭債権、いわゆる市税、公債権、私債権ということで、括弧数字が22年度収入未済額でございます。市税は56億収入未済がございまして、そうした中で船橋市は平成10年度100億を超えておりましたが、年々滞納額が縮減しまして、56億、実際には54億まで下がってきました。

地方税の例により滞納処分することができるいわゆる自力執行権のある債権につつま

しては税と逆で、年々収入未済が増え続け、不納欠損が多くなっていったというところで、市議会からもどうにかならないのか、要するに税の方の徴収のプロに任せられないのかといういろいろな意見がございまして、平成 19 年度公金徴収一元化検討委員会を開きまして、平成 20 年度から公金徴収一元化を行っております。

現在やっております強制徴収公債権につきましては右側の国保からの一覧で書いてあるところなのですが、先ほど宮本さんの方からお話がありましたが、公金所管課の職員は基本的には賦課をして徴収するのが仕事です。しかしながら、例えば国民健康保険、保育課もそうなのですけれども、1日窓口業務をして、電話が鳴りっ放し、カウンターにはお客さんが来て、1日行った業務を残業しながらデータ処理をする。そうした中で国税徴収法、地方税法をマスターして滞納整理をなさい、これはなかなか難しいことだと思います。職員の不作為ではなくて、なかなかそこまでできない。しかも、政令市あるいは東京都さんもそうでしょうけれども、局制をしているところは局内人事がございまして、ところが中核市以下、船橋市も含めてそうなのですけれども、人事異動は大体3～5年で異動になります。そうしますと、国保だろうが保育だろうが、その職員が来たときに、本来の職務を覚えて、なおかつ更に滞納整理までやれるかどうか。仮にその職員が国税徴収法、地方税法をマスターして、これらの滞納整理までできたとしても、次にその職員が異動すると、新しく来た職員はまた一からやらなくてははいけない。事務が承継しないですね。

一方、自治体は、債権こそ違いますが、例えば税も滞納している、国保も滞納している、保育料も滞納している等々、幾つか滞納している滞納者に対して、所管ごとに財産調査をしていく、これは非常に非効率的でございまして。

事務が承継されないのと非効率的だということで、船橋市は一元化を行ったところでございまして。

右側の点線の下が公金徴収一元化の実績ということで、平成 20 年度は1億 2,500 万、平成 21 年度1億 8,500 万、平成 22 年度は2億 8,600 万。約3年間で6億近い債権回収ができました。当然、所管課から私どもの方に来る滞納者につきましては、いわゆる資力もあって納めない、また自主納付が見込めない滞納者ですので、本来であればこれらの金額はいずれ時効が完成して不納欠損したであろう金額でございまして。

そうした中で、今、公金徴収一元化を実施しまして約3年になるわけなのですが、今年の4月からは左側の下側にございまして非強制徴収公債権、私債権、要するに強制徴収するには、債務名義をとるのに民事訴訟を提起しなくてははいけない債権、これらについても私どもの方では名寄せをしまして訴えの提起を行っております。船橋市債権管理条例を今年度10月1日から施行したところでございまして、10月に早速支払督促を14人18件行いまして、そのうち11人が異議申し立てをして訴訟に移行して、実は明日議案質疑と常任委員会という非常に慌ただしいところでございまして。

そういったところで、ここに書いてございまして非強制徴収公債権につきましては 22

年度の収入未済 24 債権 3 億 3,000 万、私債権につきましては 34 債権 23 億とかなりの数字がございます。これらの訴訟を必要とする債権の公金所管課は当然のことながら納付書を送付した後、督促を送って、催告も送って、それなりにやっておりますけれども、やはりそれ以上に納めていただけない滞納者につきましては、法に訴えて回収するのは強制徴収よりも難しいのではないかとということで、これも私どものところですべて行っているところでございます。

一方、地方自治法上は当然債権放棄は議会の議決事項でございますけれども、債権管理条例で条例が制定されている場合にはそちらの方で対応できるということで、例えば訴えもそうなのですけれども、債権放棄するときも、例えば税の方が即時なり 3 年なりで執行停止をしているにもかかわらず、私債権については同じ滞納者でありながら少額の分納をやっているといったときに、自治体として一方の債権では即時だとか 3 年の執行停止をしているにもかかわらず、私債権の方についてはなかなか債権放棄まで持っていない。そうすると、結局債権が違うというのは、自治体の債権につきましては地方自治法だとか民法だとかそれらの法律が適用されるのですけれども、対市民に対する債権債務の関係については私は同じだと思っています。例えば A さんに対して税の方で即時をしているのであれば、私債権あるいは非強制徴収公債権につきましても何らかの停止の方に持っていくべきではないかと私は思っております。

そういったところで、時間がございませんので 2 ページをお開きいただきたいと思っております。ちなみにこの表にございます平成 20 年度 660 人の公金の滞納者を私どもの方で受けまして、この 660 人の滞納者が 2 億 2,900 万の滞納でございます。この 660 人の滞納者が税金も滞納していれば併せて税金も扱いますよということで、滞納額 1 億 8,000 万で、合計 4 億 1,000 万について取り扱ったところでございます。右側から 2 列目の縦列、公金の平成 20 年度が 6,500 万、市税は 6,000 万で、先ほど御説明しました初年度 1 億 2,500 万徴収したというところでございます。徴収もしておりますけれども、一方で、地方税法 15 条の 7 の 1 項に基づきまして徴収停止も併せてやっている。ですから、もしそれぞれの所管課で私どもの方に移管がなければ徴収もしなかつたろうし、一方で停止もしないでひたすら収入未済のまま毎年繰り越ししまして、時効が完成するまでずっと置いておいたのではないかと思います。

現在は、下の方の表でございますけれども、先ほど御説明しました非強制徴収公債権、私債権につきましても支払督促、訴訟の提起をまとめてやっていくというところでございまして、今年度一応 100 本くらい支払督促をしまして、来年度は 300 本くらい。これは私どもの方ではすべて我々の職員で行います。訴えの書類の作成から口頭弁論に至るところまで、我々職員が出向いて行いますので、費用については印紙と切手、これは最終的には被告の方から回収しますので、実質職員の事務手数料人工分が経費として多少かかるのかなと私どもの方では思っているところでございます。

ただ、そうはいうものの、やはりこじれた案件につきましては当然弁護士をお願いす

るようには考えておりますけれども、今回 14 人 18 件の異議申し立てがほとんど一括納付は無理だから分割にしてくれというお話ですので、多分口頭弁論で、裁判所の方に行きましても、一括は無理だから分割にしてね、どういう金額で幾らにするかというところが議論されるのかなと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、船橋市は市長専決についてはまだ指定されておられませんので、すべて訴えについては議会の議決を経て、なおかつ和解についても議会に諮る。そうしたときに、個人情報の取扱いについて、私どもの方では議会といえどもどこまで個人情報の開示をしていいのか、例えばどこのだれ兵衛さんが何債権を何年から幾ら滞納して訴えをしました、これ自体もう個人情報の関係でございますけれども、本来簡易裁判所に行けば開示できる情報を議案として出す。しかしながら、今度和解に至ると、現在この滞納者がどういう状況で、どういう家庭環境でというところを説明していかないと、滞納額に見合う分割納付の金額であればいいのですけれども、そうではないどうしてもやむを得ない事由によって少額の金額の場合には、議会に議案として提案して説明しなくてはいけない。そのときに当然個人情報の問題もかなりの部分で引っかかってくるのかなと。特に常任委員会などにおきましては傍聴者もいるでしょうし、議事録も公開されるので、その辺については危惧しているところでございます。

次に、債権管理条例。多分皆さん方の自治体も債権管理条例を制定されている自治体もございませう。船橋市も実は先ほどお話ししました 10 月 1 日施行でございませうけれども、基本的に債権管理条例についてはよく債権放棄だけあればいいよなどというところもございませう。条例についてはどういった条例にするかその自治体の裁量ですので、私がどうのこうのとは思いませんけれども、債権に対する基本的な公平・公正な市のビジョンというか、考え方を 1 個びしっとやって、船橋市がそうでしたけれども、例えば公債権については延滞金を取る取らないというものがございませう。これは個別の条例で規定されていますから、地方自治法上何ら問題はないのですけれども、一方で、延滞金を取る債権取らない債権は何が違うのですかと。延滞金の利率も 14.6% だったり、7.3% だったりする。それは何をもって利率が違うのか。その債権の中では公平かもしれないですけれども、他の債権と比べたときに取扱いが公平・公正ではないのではないかと。ということで、船橋市におきましては地方自治法 240 条に規定する金銭債権すべてを包含するような条例でございまして、公債権については延滞金 14.6%、私債権については遅延損害金 5% 法定利率を徴収するというところで、③につきましては、地方自治法 96 条 1 項 10 号の議会の議決事項についても、とてもではございませうけれども議案として多過ぎますので、この条文で債権放棄を行っていくというところではございませう。

今後の債権管理についてです。競売だとか破産が起きたときに、税だとか国保を皆さん方の自治体でもかなり交付要求、配当要求などをやっていると思っておりますが、では例えば市民 A さんがそれ以外にも市営住宅もある、何もあるかにもある、5 つも 6 つもあったときに、それらについて本当に全部交付要求、配当要求しているのかどうなのか。こ

れはやはりやっていかなくてははいけないと思うのです。もし交付要求もしない債権があるということであれば、それはすべて債権放棄に当たるのか、交付要求で手を挙げない債権については債権放棄か。債権放棄は条例によって放棄するのか、あるいは議会の議決を経て放棄するのか。何もしていないということになると単に職員の不作為だということで、何らかの手をつけていかなくてははいけないということで、船橋市については債権をすべて一元的に破産管財人なり裁判所の方に交付要求も配当要求もしていくということをしております。そういうところで、今後民事訴訟なり支払督促もがんがんやっていきたいと考えております。

#### ・「秦野市債権の管理等に関する条例」(神奈川県秦野市)

○秦野市 債権管理条例をつくただけで何もしていないのではないかといつも言われているようですけれども、今、前段で船橋市の方に大分話していただいて、うちの方もポリシー的にはそれがあまして、例えば破産事件があったり、不動産競売事件があった場合に関しては、私どもはすべての債権の債権届を出させたり、交付要求をさせていることは、私が未収金対策に平成 19 年に来てからはずっと全部とり続けていることなのですけれども、きちんと届けを出すこと。ただ、債権届の場合ですと時効の中断にはならないので、その辺のところの問題なのかなと思っています。特に水道料金ですと 2 年で時効になってしまいますので、その辺の取扱いをどうしていくのかは、今、重々悩んでいるところでございます。

私どもが債権管理条例を制定したきっかけは、ちょっと順番が違いますが、資料 3-3 にありますように、平成 18 年度の行政監査で不納欠損が取り上げられまして、督促の時期や消滅時効の取扱い等、法令との整合性に問題があるという形の御指摘を受けました。特に民法上の債権の放棄に関わる条例の規定を整備するように求められたことが 1 つ、それから、もう一つ、平成 19 年度に特命職の未収金対策担当が設置されまして、私が初代課長という形で任命されたのですけれども、その中で効率的な未収金対策を構築することを求められまして、組織を担当する私どもの行政経営課がございしますが、その中で徴収の一元化を図っていったらどうなのかと。徴収の一元化は本市では昔から議論がされていたところでもございまして、昭和 63 年度に市税、国保税、上下水道料金の徴収を担当する課をつくったのですけれども、結局効率的にうまく運用できなかったというような形がありまして、元に戻した経過がございまして、その中でどのような組織にしたらいいのかと行政経営課の方とすり合わせをする中での打ち合わせからこの条例をつくった経過がございまして。

余談になりますけれども、私も平成 15 年に納税課に来る以前、平成 4～11 年度まで、いわゆる民法上の債権である住宅貸付金の回収業務に 8 年間携わってございました。異動した当初に滞納者の連帯保証人から不動産の任意売却が必要だから市として何とか処置をしてほしいと。異動したばかりで何もわからない人間がたまたま顧問弁護士の先

生に相談したら、不動産に仮差し押えを入れなければいけない、なおかつその場合には供託金が必要だと。それで民事執行法だとか民法だとか、そういう法律をみんな見まして、上司だとか市長の方を説得して、貸付金が1,000万ございましたので、とりあえず弁護士費用と供託金、約2割と聞いておりましたので200万を用意させて、お話を受けてから1か月で仮差し押えをさせたという記憶があるのです。

私どものような小さな市、私どもの市は船橋市よりももっと小さくて、人口17万、市の職員も1,100人くらいしかおりませんので、全く滞納整理をやったことのない人間がその場に行かされる。私も平成15年に納税課に来たときには、納税課は比較的滞納整理の人数も多いですし、あるいは研修制度も充実しています。例えば本市が属する神奈川県においては神奈川県の方で初任者研修だとか、あるいは中級研修、上級者向けの不動産公売だとか搜索の研修だとか、そういった研修が充実しているのですけれども、市税以外の税外債権についてはほとんど担当者が1人、もしくは複数の業務を兼ねて担当しているのが実態でございました。その中で何とかその辺の流れがわかるもの、条例をつくっていった方がいいのではないかと。

はしょって話をするようになるのですけれども、資料3-1の条例の趣旨をごらんいただきたいと思います。本市の条例については市税を除く税外収入を強制徴収できる債権、その他公法上の債権、私法上の債権に関する総括的な根拠となるようなものの条例にさせていただきました。

金銭債権の保全・回収による収入確保のための法的手段をとることを前提としておりますけれども、一方で回収の見込みのない債権、いわゆる塩漬けになっている不良債権、特に先ほど行政監査の方で指摘を受けた内容の中には、時効が来ていても不納欠損処理をしていないというような御意見もございました。そういったものを整理していくことが必要だと。それともうどうしても取れない債権については時効を待つのではなくて、その前に徴収停止をかける、欠損することが必要だという形で、これらを整備するための条例を制定させていただいたところでございます。

市税以外の金銭債権につきましては、地方自治法施行令に管理に関する規定がありません。地方自治法、地方自治法施行令にいろいろな項目立てはしてあるのですけれども、一体として載っておりませんので、担当者がどこに該当する法令があるのかわからない、あるいは民法の規定を見てもどこにあるのかわからないというのが実態でございましたので、私どもとしてはこの条例をつくりまして、法制度としての一元化と一覽性を図ったものでございます。

また、滞納処分をすることができないその他公法上の債権、私法上の債権については、それらの徴収停止制度を地方税法上の規定に倣うことを基本といたしまして、最終的な不納欠損処理につながる徴収停止の期間を債権の時効期間に応じて規則で定めることにいたしました。これによって一定の事実の発生と客観的な年限の継続によって債権消滅の事務手続を明確にとることができるようになりまして、早期の不良債権処理を進め

ることが本条例の趣旨でございます。

本条例の特徴でございますが、資料3-2をごらんいただきたいと思います。5項目に分かれておりますが、大きくは3つに分けられると存じます。

最初に、税外収入としての債権を管理する条例は、まず最初に私どもがつくったとき、全体を網羅してつくられていたものはなかったと存じております。

次に、これが多分今回の皆さんの一番の議論のところだと思うのですが、市税の滞納者情報と税外収入の滞納者情報との共有、相互利用ができるような条文を第6条に制定させていただいております。これは先ほど申しましたように、徴収の一元化を図ったときに強制徴収できる債権だけではなくて、例えば市営住宅の家賃、私どもは地域改善向けの住宅貸付資金だとか生活資金もやっております。その滞納額も相当な金額に及んでおりますので、その辺の処理をしたときどうなるのかなど。1人の担当者が複数の公共料金の債権の滞納整理をやった場合、強制徴収できる債権で調査できますので、その中で調査した結果を使わない手はないのではないかと、実際使ってしまうのではないかとという形で第6条の条文を入れさせていただきました。

第6条の条文については再度御説明させていただきたいと思いますが、実際使ってしまうならしょうがないのかなど。事実を言うと、私は先ほど申しましたけれども、貸付金の支払督促、当時は支払命令と申しましたけれども、それをやったとき、基本的には使ってしまいました。勤務先だとか、その辺はこういう条文がないままに税情報を使ってやったのは事実です。ただ相手に対してペナルティを与えるだけだったら支払督促等をやってもいいと思うのですが、基本的に回収するというのを考えた場合はやはり必要なのではないのかなど。

特に住宅貸付とは言いつつも、地域改善向けの貸付については本市においては昭和58年まで抵当権の設定はございませんでした。これは抵当権を設定することについて、不動産登記簿に抵当権者秦野市となると、この資金を借りたのはどういう方だというのがわかってしまうという配慮の下で抵当権をつけなかったという経緯がございますが、何せ滞納額がどんどん増えていく中でどうしても債権確保を図るためには抵当権をつけなければいけないという形で、昭和59年から抵当権をつけさせていただいております。

3つ目としましては、不良債権処理を進めるために地方税法に定めのある執行停止と同様の機能がある徴収停止について、債権の性質に応じた徴収停止期間を設けまして、即時消滅を含め債権の消滅を一律に行うこととしました。

以上が本市の大きな条例の特徴であると存じます。

第6条の情報の相互利用の経緯なのですけれども、今まで説明させていただきました資料3-4にあると思います。

この条文は、たまたま法制担当課長が前任の納税課長でして、私どもの内容をよくわかっていたので、私と2人でこれを詰めました。その当時の前任の納税課長は徴収の一元化を積極的に進めていこうという立場でした。私は、昔は水道局にいた関係がござい

まして、どちらかというとうまくいかない。過去、昭和 63 年当時水道局にしまして、結局強制徴収できる債権と私法上の債権、強制徴収できない債権がありますと、うまく機能しないのです。まして水道局の方は一般会計の方に委託料、徴収の委託という形でたしか当時 2,000 万のお金をお出ししたのですけれども、滞納料金を 2,000 万とっていただけなのです。水道の場合は基本的には給水停止という伝家の宝刀がございまして、分かれた経緯がございました。

その中で丁々発止でやったのですけれども、やはり先ほども船橋の課長さんがおっしゃられたように、私どものような市ですと税外債権の担当者はほかの仕事をかけ持ちしながら、窓口業務をやりながらやっております。そうしますとやはりどうしてもうまくいかない。例えば保育料などのようなものについては、私どもは平成 14 年度から差し押さえをしております。これはたまたま納税課の職員が異動して強制徴収できるということがわかっておりました。ですからこれができたのですけれども、先ほど課長さんもおっしゃられましたけれども、その職員が異動してしまうと、また元の木阿弥になってしまいます。そのためにやったという経過がございまして、6 条の関係で、徴収の一元化を図るために課をつくった場合、例えば私法上の債権についてもそういった情報を使わなければいけないのではないか、使わざるを得ないのではないかというのを 1 点入れさせていただきました。

それと先ほど私自身の経験則を申し上げさせていただきましたけれども、私も弁護士の先生とは、住宅貸付の関係の回収業務をやっているときから年に数回自分の課で予算をとりまして法律相談をやっていました。当時支払命令あるいは訴えの提起をやった場合、先生方はどのようにして相手の財産を調べているのだと。例えば任意売却で不動産を売ってしまったような場合、勤務先だとかそういうものをどういうふうに調べているのかと聞きましたら、たまたまた弁護士事務所に行きましたら興信所のダイレクトメールを見せられまして、こういうところを使うんだよと。行政がそれをしていいのかどうか、その辺も考えて、例えば片方でこの人はここに勤務している、あるいはこことここに預金があるというのがわかっていて、税で、強制徴収できる債権で差し押さえをして、強制徴収できない債権は興信所に頼むのはいいのか、その辺は非常に疑問を感じます。費用対効果を考えたならば、やはり 1 人の担当職員がその人の公共料金を扱う場合はそれを使わざるを得ないのではないか。当時個人情報審査会の会長さんの方にも話をしましたけれども、法令等に定めのある場合は使ってもいいよという形で、かえって条例等に明文化した方がすっきりするのではないかと言われてまして、この条文に入れさせていただきました。

もう一つ、地方税法の守秘義務違反とはどうなのかという形なのですけれども、逆に言うと、地方税法は確かに厳しい守秘義務の規定がございまして、ただ、地方公務員法にも守秘義務の規定はございまして、保育料の滞納者の滞納整理をやる職員の守秘義務は何であろうかということ考えた場合は、それは地方公務員法ではないのか。当然我々は



こういった守秘義務を持って仕事をしているのであって、それを組織外に漏らさない限りにおいては守秘義務にはならないのではないかと考えてございます。

もう一つは、私どもの条例第6条が違反しているというような形で、法律を論じた場合、上位法でこれが問題視されているようなものは現在のところないのではないのかということでこの項目も入れさせていただいております。

もう一つは、総務省自治税務局長通知を拡大解釈しているのかというような論議でございませけれども、それについても、保育料を取り上げて言っているだけで、何とかなるのではないかと考えております。

現実問題、今、この条例を使ってやっているのは、今まで平成22年度までは本市にとってマイナスの、要するに不良債権処理の情報はどんどん提供しています。今年度からは私どもは少ないのですけれども住宅貸付でたまたま税の滞納がございましたので、預金を2本見つけて、片方は支払督促をしまして、預金を差し押さえさせていただいております。

今後もそういった形でどんどんやっていきたいなと思っておりますが、ただこの条文についても非常に使い勝手が悪いというのがあります。執行機関が本市と裁判所になりますと、よーいどんでできないと財産をどこかへ移されてしまう可能性もあるというところが今後の課題であるし、もう一つは滞納がない制度をもっと考えていかなければいけない。私どもは来年度から市税の納期、固定資産税の納期を繰り上げること、上下水道料金を検針だけでなく全部包括委託しろという形で動いております。もう一つは、4月から納める料金については3月中に納めさせる制度を考えられないか検討しているところあります

## ・「江戸川区における債権管理に関する取組み」（東京都江戸川区）

○江戸川区 それでは、「江戸川区における債権管理に関する取組み」について御説明申し上げます。私と主任の淡路で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1ページ目、概要ということで、今日お話をさせていただく項目を5つ挙げさせていただきました。この中で3番と4番が江戸川区の特徴と思っておりますので、3番4番にポイントを置きまして御説明をさせていただきます。初めに淡路の方から御説明させていただきます。

まず1ページ目「取組みの背景と目的」についてでございますけれども、これは秦野市さん、船橋市さんからもお話がありましたように、財政健全化に向けた歳入確保の強化対策が非常に重視されている現状がございます。加えて、私どもは私債権の収入未済額が大変増加しておりまして、平成10年には10億円程度であったものが、18年には48億円程度に膨れ上がってしまったという現状がございます。私債権の管理に関する組織的な対応の不十分性ということでございますが、これもお話がありましたように、民事関係法令のノウハウなり知識の不足によって十分に組織的な対応ができなかったと

いう背景がございます。

目的についてでございますけれども、ちょうど背景の裏返しになろうかと思えます。私債権の徴収の強化・公平性の確保を図っていくこと、あるいは民事法令関係の徴収スキルの向上を図ることによって効果的・効率的な債権管理を実施していくこと、債権管理における庁内協働体制を確立していくという3点を基本的な目的として定めて実施をしてまいりました。

3ページ目をお願いいたします。「2. 債権徴収強化対策の経過と概要」についてでございます。

先ほど来話がありましたように、本区においても平成16年2月の本区監査委員による監査結果が公表された中で、特に私債権の収入未済が非常に増大しているという強い御指摘がございました。これに対応するために平成16年12月に江戸川区の収納対策委員会を立ち上げまして、17年3月に強化対策を策定したという経過がございます。平成17年9月に弁護士会の協力を得まして、私債権の管理に関する職員研修を初めて実施いたしました。更に、研修を通じて弁護士とのさまざまな意見交換を経ていく中で、どうしても現行の地方自治法の規定だけではきめの細かい債権管理ができにくいという状況もございましたので、江戸川区の私債権の管理に関する条例を制定させていただきました。加えて実務の手引書という形で債権管理マニュアルを19年3月に策定いたしました。

これで一定の準備が整ったということで、平成19年6月から具体的な債権管理の業務に入っていったわけでございます。平成19年6月に条例に基づく債権放棄の議会報告を初めて行ったわけですが、以降継続しておりまして、約8億円程度既に債権放棄の議会報告を行っております。これも後のページで詳しくご説明いたしますけれども、平成19年9月から債権回収に関する弁護士への業務委託を開始いたしました。平成20年6月条例に基づく訴訟提起の専決処分による議会報告を初めて行いまして、これも以降継続しているということでございます。

4ページ目をお願いいたします。これも秦野市さん、船橋市さんの方からる説明がありましたので細かくは申し上げますが、私どもも平成18年3月に債権管理条例を制定いたしました。特徴としましては、条例の規定対象を私債権に限定したということでございます。これは、現行の地方自治法は公債権、私債権を包括的に規定しておりますので、適用関係が非常に複雑になっているという事情がございましたので、私どもは私債権に限定して、シンプルで使いやすいものにしようという形でこのような条例をつくらせていただきました。

もう一点は、これもお話が既にありましたけれども、訴訟の提起に関する長の専決処分の活用を図り、条例に盛り込みました。訴訟の提起は議会の議決事項でございますので、大量の債権をその都度議会に諮るということになると、なかなか効率的な債権管理ができませんので、この条項を条例の中に盛り込んだということでございます。

加えて、債権放棄の規定を新設し、その基準を明確にしたということでございます。地方自治法については債権の免除の規定があるのですが、大変厳しい要件になっておりますのでなかなか使いづらいということで、これも議会の議決案件ではございませんけれども、条例に盛り込むことによって長の判断でできるという規定がございますので、債権放棄の規定を条例に盛り込んだということでございます。

債権管理マニュアルの策定についてでございますが、条例をつくっただけでは実務をしていくには不十分であるという意見が多方面から出されましたので、公債権、私債権の区分あるいは市内の統一基準、民事関係法令を盛り込んだ実務の手引書として、1年ほどかけて弁護士会の協力を得ながら債権管理マニュアルを策定したところでございます。

5ページをお願いいたします。「債権回収の民間（弁護士）への業務委託」でございます。私どもは回収に関していろいろな手だてがございますけれども、なぜ弁護士を選んだのかという理由でございます。まず、私債権、主に住民向けの貸付金が大半を占めているわけなのですが、それぞれに福祉的な要素の強いもの、教育的な要素の強いもの、あるいは産業振興に関わるさまざまな貸付金はそれぞれに行政目的を持って実施してきたものでございますので、徴収ありきという考え方に立つのではなくして、できるだけ住民の生活の実情に即した債権管理を実施していこう、そのためには弁護士がより適任であろうということで、弁護士への業務委託をすることにしたわけでございます。

債務者に対する法的手続きの迅速・的確な対応ということでございます。これは債権回収のための自治体の側からする住民への訴訟提起等も含むわけなのですが、ただ、債務者の中には既に破産や著しい生活困窮者あるいは多重債務者がおられますので、そういう方々の救済という側面も併せ持った債権管理を実現していこうということで弁護士への業務委託をかけたわけでございます。

副次的な効果として、弁護士との業務の連携による法律知識、ノウハウの習得も併せて行っているということでございます。具体的には表をごらんいただきたいと思います。平成19年度から業務委託をかけまして、22年度の決算までの数字を載せてございます。委託債権は7億6,000万強、件数で2,582件でございます。そのうち完納に至ったものが1億強、分納誓約が1億9,000万強。訴訟案件は合計約1,000件程度になりますが、そのうち訴訟の段階で完納になって取り下げたものがここに記載してある数字と件数でございます。判決を得たものが1億6,000万強で、件数にして563件になりました。経費でございますけれども、弁護士報酬として1億1,000万強かかっておりますけれども、数字の合計をとりますと十分な費用対効果を上げることはできたと思っております。

最後に6ページをお願いいたします。「成果と今後の課題」についてでございますけれども、このグラフでお示ししてあるのが収入未済額の推移でございます。平成10年

度は約 10 億円程度だったものが、平成 18 年度は 47 億円程度になりました。その後、債権管理を効果的に進めていくことによりまして、何とか頭打ち程度までは持っていくことができていると思っています。今後、債権管理をより強力に進めていくことによって、更に未済額の減少につなげていきたいと考えているところでございます。

今後の課題についてでございますけれども、訴訟による判決が 500 件程度あると申し上げましたが、その後の対応としては強制執行に移るしかございませんので、この対応をどうするかということで、今、検討を進めているところでございます。私債権につきましては強制的な調査権がございませんので、財産をどのように調査し、判明させるかが非常に大きな課題になっております。

あとは「条例運用上の課題の解決」と書いてございますけれども、債権管理を進めていく前提となる事柄だと思っておりますが、その債権が公債権であるのか私債権であるのかという区分を明確にすることが債権管理を進めていく前提条件になりますけれども、公債権であるか私債権であるかの区分について明確にされていないものも多々ございますので、これらについても弁護士の先生方と相談しながら具体的な解決を図っていきたいと考えてございます。

次に債権関係情報の共有化の検討でございますけれども、これは船橋市さんの方から御説明がございました。大分先進的にやられてございますので、私どもも研究させてもらっているのですが、いわゆる税務情報と私債権関係情報の共有化は果たして可能なかどうか、ここら辺について今後検討を進めていきたいと考えております。

秦野市さんの方から議会報告と個人情報保護の関係でちょっとお話があったと思うのですが、実は私どもも訴訟の提起なり債権放棄の議会報告をする際には当然情報を開示いたします。その際に出す情報としては事件番号と金額だけを出します。住所、氏名は当然伏せています。ただ、事件番号も個人情報に当たるという御指摘を弁護士さんの方から受けまして、今、これをどうしようかと苦慮しているということでございます。

業務委託の在り方の検討でございます。これは弁護士への委託契約方式でやってまいりました。ただ、内閣府の方からもいろいろなスキームが提示されてございますので、任期付公務員としての採用等も含めたさまざまな委託の方式があらうかと思っておりますが、これらについて随時検討してまいりたいと思っております。

先ほど生活保護の返還金のことについて内閣府の方から話があったわけでございますけれども、大変難しい債権でございます。これらについては自力執行力のない公債権でございますので、これは民事上の手続を経て対応しなければなりません。今、主管課の方と協議を進めながらどのような方向で持っていくべきなのか検討しているということでございます。

・「自治体における債権管理と弁護士（会）」（東京自治体法務研究部所属弁護士）

○倉田弁護士 弁護士の倉田でございます。資料5をごらんください。私は東京弁護士会の自治体法務研究部に属しております。数年前に設置をされ発足しました。今日はその部長の須田弁護士と部員の鈴木弁護士も同席させていただいております。

実は日弁連の中で自治体とか自治体の行政に関与する部門が結構ございます。近年の取組みの状況の項目を書きおきましたけれども、今日は全部説明する時間はございませんが、一番上に業務改革シンポジウムがございます。2001年広島から始まって、2年に1回、毎回自治体のことを取り上げてきております。

先ほどお配りしたチラシをごらんいただければと思いますが、これは今年の11月11日に横浜で行いましたシンポジウムでございます。その裏に「第2分科会」と書いてございます。ここで今年は監査、行政クレーマー、あとは議会を取り上げて討議をいたしました。そこでパネリスト等で御参加をいただいた方のお名前が別刷りの資料にございます。このシンポジウムは2009年は松山で行いまして、そのときは財政健全化と弁護士の役割ということで、自治体が持っている債権のことであるとか、その中では給食費の問題であるとか、そういうものを取り上げさせていただきました。

一応こういうふうに取り組んでいると御紹介はいたしておりますが、ここ10年くらい積極的に日弁連は取り組み始めましたけれども、まだまだ自治体の皆さんの方には浸透していないということでございます。今、力を入れておりますけれども、なかなか人数の関係もあって全国あまねく自治体をサポートするという体制ができているとはいえない状況にあると思いますが、努力をしている最中でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。自治体の活動に関与する、取り組むというときに、私自身は全くイメージがなかったわけなのですけれども、実は自治体法務研究部の前段に業務改革委員会というものがございました。そこに江戸川区さんからお話があって、未収債権の回収等の取組みをしたいということで、最初研修の依頼がございました。実は債権回収についてはほとんどの弁護士が日ごろ関与をしていて、そういうものを切り口として入るという意味においては非常に入りやすいということがございまして、その委員会の中でチームをつくりまして、すぐ十数人集まりましたけれども、そのチームで研修等の取組みを始めたというのが債権管理に取り組んだきっかけでございます。そのチームのメンバーはほとんど地方自治法、地方自治法施行令等を見たことがないというような弁護士でした。ですから当初の1、2年はもう勉強の連続でございました。

そういう中でいろいろな議論を闘わせて徐々に弁護士の皆さんも力をつけていく中で、講演とか職員研修の依頼を受けて、従事するようになりました。今日御参加いただいている自治体さんも、かなりのところに私どもは研修の講師としてお伺いしているということでございます。

そういう実態を受けて、ここ数年で自治体が持っている債権管理を切り口として自治体の活動に関与しようということで、受け皿となるチームができきております。明示

的に発足しておりますのが、日弁連が把握している限りではこの程度かと思っております。自治体法務研究部というか、いろいろな名称で活動していただいておりますし、大阪などでは公債権についての本も出しているということでございます。

その後、もともと江戸川区さんの方では生活一時資金貸付金で数千件未収案件があって、金額も多額に上るということで、その処理を主とした目的で私どもと連携をとったわけですが、研修とか管理・回収の対象債権もその後いろいろ広がってきまして、現在では奨学資金であるとか公営住宅の使用料であるとか生活保護費の返還金等、何種類かの債権の管理を各自治体から委託を受けているというふうになっております。

それとともに自治体の職員の方が日々現場で直面するいろいろな問題を私たちが何とかサポートできないかということで、ここに「eメール相談」と書いてございますけれども、やはりチームをつくりまして、eメール相談も今、10か所くらいの自治体から受けているかと思っています。これは、具体的なメール相談を受けたときに原則として1週間以内に回答するというので、チームで対応して回答しているということでございます。

あと、債権管理をきっかけとして非常勤職員として自治体に入って、債権管理を中心として、そのほかの問題についても対応しているということも見られるようになってきたということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、昔は地方自治法、地方自治法施行令は司法試験の受験科目にありませんでしたのでほとんど勉強していないということですが、やはりいろいろな実務を通して勉強していく中で知識が身につけていきますし、実務的にもいろいろな問題点がわかっていくということがございます。ですから、債権管理問題において今後の課題としてここに書いておきましたけれども、弁護士会の側においてもそういう地方自治法、地方自治法施行令、その他自治行政に精通した弁護士をいかに養成するかということが喫緊の課題だと認識しております。今、弁護士が全国で3万人くらいいるかと思いますが、もともと自治体の顧問等を務めておられる弁護士を除いて、地方自治法、地方自治法施行令に精通した弁護士は本当に少数だと思っていて、その養成が急務であると思っております。

そういう中で、今、東京に3つ、北海道に4つありますので、50ちょっとの弁護士会がありますけれども、やはり各地元の弁護士会で地元の自治体をある程度というか、組織的にサポートするという仕組みを是非つくっていただきたいと日弁連が号令をかけておりますけれども、なかなか広がらないということがございます。ですから、今後いろいろ工夫をして取組みを強化していく中で、全国の弁護士会が自治体をサポートするための何らかの仕組みをつくるということを実践していきたいと考えております。

その中で「自治体債権の法的性質の研究」、先ほど淡路さんもおっしゃっていただきましたけれども、研修に行きますと、これは公債権ですか私債権ですかという質問を結構受けるのです。この前あるところで研修したときに、強制徴収公債権以外は全部私債権で

あるというような認識を持っておられる方もいて、そういうことの研究といえますか、今後とも必要だろうと思っています。昭和30年代までは住宅の使用料も公債権であるとか、公立病院の医療費も公債権であると思われていた、扱われていたようですけれども、公債権と私債権をどういう基準でどう区別するかということは日々の実務の中では非常に重要な問題だなと思っています。

それと「法令遵守と法制度の検討」と書いておきましたけれども、債権管理条例自体は多分まだまだそんなに全国の自治体さんに浸透していないといえますか、制定しておられない自治体さんもかなり多いのかなと思っています。そうすると地方自治法と地方自治法施行令に基づいて管理等をすることになるわけですが、私たちの目から見ると2つ問題があって、1つは民商法との体系的な連携が多分とれていないと思います。それは公債権と私債権が一緒くたになっているということも含めて、そういうことがあるかと思っています。もう一つは、地方自治法施行令も含めて、規定自体が非常に使い勝手が悪い。現場の人が本当に使い勝手のいいような制度になっているかという点、免除制度も含めて10年間待つとか、議会との関係もありますけれども、非常に使い勝手が悪い。ですから、これは近い将来そういう制度設計を含めて地方分権改革の中で検討できるかどうかわかりませんが、そういうことの検討も是非していただきたい。日弁連としても是非御協力をさせていただきたいと思っています。

もう一つ、次に「小口大量事案の処理」と書いておきました。これは、いろいろな話が持ち込まれる中で、江戸川区さんはこの間3,000件くらいの処理をしてきておりますけれども、やはり小口大量事案をどう処理するかということは仕組みづくりが非常に難しいです。江戸川区さんの事例は毎年十数名のチームで対応しておりますけれども、チーム全体の意思統一を図り、なおかつ運用といえますか、実務の統一性を図ることは非常に難しい面がございます。それ自体マニュアル化して、役所の側、弁護士の側にそれぞれ事務局をつくって、そこで事務的なルーチンなことは連携をして進めているということがございますけれども、それにしても非常に難しい。ですけれども、そういうニーズはいろいろなところでおありになるようで、今度公立病院の医療費の未収金が10億20億あるというようなところがありまして、その委託を受けてトライアルで年度内に督促・納付相談等をするという予定になっております。これも何らか仕組みをつくってモデルを提示できればなと思っています、そのことも含めて内閣府と今、相談をしているところでございます。

「議会との関係と長の専決処分」、これも問題があるわけではなくて、制度としてはいいと思うのですが、私がある案件を受けたときに、専決処分の範囲を超えることがあったものですから、議会の議決を待って訴訟を提起するというところでやったときに、2月ごろ受けて、結局6月議会に乗って、その間4、5か月遅れたことがあるのです。そういう意味では迅速の処理という観点からいうと、なかなか悩ましい問題だなということが実務的にはございました。

最後に書いておきましたけれども、「コストと予算」。やはりこのことはどの案件を受けるにしても非常に悩ましい問題だなと思っています。実際私たちが動くためにはいろいろな時間と労力がかかるわけですので、それなりのコストはかかりますよということがございます。他方、自治体は勿論予算決算ですので、予算をとることがいかに大変かということがございます。ですからそこは現場の職員の皆さんと連携をとりながら、合理的な稟議といえますか、そういう提案をしていく中で予算を獲得していくわけですが、一旦実績ができますとある程度予算配分はしていただけるようになりますので、そこは楽かなと思っていますが、とにかく実績をつくるまでが大変だということがございます。ですから、受ける弁護士の側もそういうことを念頭に置いた上で、単なる民間の事業者から業務を受けるのではない性質があるということを十分理解して受けることが必要ななと思っています。

あと債権管理という関係で、先ほど淡路さんもおっしゃっていましたが、私どもはやはり実務的には血も涙もある回収をしなければいかんと思っています。多重債務者の相談は結構ございます。ある多重債務の方が来たときに、6、7件の債権者一覧表を持ってこられまして、今300万もあるんですと。だけれどその中に江戸川区さんが債権者として書いてないのです。それはなぜかという、江戸川区から借りているという意識がないというか、踏み倒すつもりはないのですけれども、借金という意識がないのだらうと思うのです。弁護士に依頼をしているというものですから、ではその弁護士さんにちゃんとお願いをして、江戸川区も債権者に加えてもらいなさいと言ったら、1件増えるごとに1万5,000円取られるんですよねということを書いて、非常に難色を示していた例があります。そういう場合、場合によってはクレサを紹介したり、法律扶助もあったりするものですから、そういうことで取り組んでもらうことも紹介しております。

ですから自治体さんの活動のフィールドは非常に広くて、我々弁護士なり法律家、司法書士さんも含めて関与するフィールドは非常に広いと思っています、債権管理をきっかけ、切り口としていろいろな場面で我々がお手伝いできるような仕組みを是非つくりたいと思っています。

#### 4. 意見交換

○岸委員 本日ここまで、内閣府公共サービス改革推進室、そして船橋市さん、秦野市さん、江戸川区さん、東京弁護士会さんから貴重な先進的な取組みについてお話を伺いましたが、せっかくこれだけ多くの自治体関係の方々がお集まりになっていらっしゃるの、いろいろ質問等あるかと思えます。ここからは質疑応答の時間ということにさせていただければと思います。何かございますでしょうか。

新潟市さん、どうぞ。

○新潟市 秦野市さんにお聞きしたいのですけれども、6条の問題で19年から適用しているわけですが、トラブルとか、特に最近プライバシーの問題、その辺の問題をうまく運



用されているのかどうかお聞きしたいのです。

○秦野市 はっきり言いまして、うちがこの情報を使って支払督促をやったのは今年度になってからです。現時点で支払督促で預金を百何十万ほど差し押さえましたけれども、そのときは何もクレームはなかったです。

○岸委員 ほかにございませんでしょうか。

浜松市さん、どうぞ。

○浜松市 ちょっとまた話が変わるのですけれども、いろいろ資料をいただいている中で道路占用料なのですが、債権種別的には強制徴収公債権ということで定義がされていると思います。道路占用料は道路法 73 条とかで「国税滞納処分の例により」という規定はあると思うのですが、ただ、これが道路全般に言えるのではなくて、道路法の適用を受けない道路、例えば法定外道路とか、河川についても河川法の適用を受けない普通河川であるとか青線等についての河川占用料、そういった道路占用料、河川占用料について一律にもうすべて国税滞納処分の例、地方税滞納処分の例による強制徴収が可能という解釈でいいのか。私が見た中では、道路占用料について強制徴収できるのはあくまでも道路法で道路と定められているものだけかなと思うのです。そこら辺はどうなのでしょう。

○宮本主査 事務局でございます。

事前に御質問いただいている内容かと思えます。これはまさに法適用のある道路につきましては自力執行権があるという整理がなされております。それ以外のものについては法的根拠がございませんので、自力執行権の適用なし、いわゆる自力執行権がないものと考えておりますところ、もしそれ以外の解釈をされている自治体の方がありましたら、拳手等で御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(拳手団体なし)

そういうような状況のようですが、いかがでしょうか。

○浜松市 一応浜松市の場合、国道、県道、県道といっても管理者が浜松市長のもの、あと市道については道路法の適用がある、それ以外の法定外道路、赤道、赤線等については道路法で定める道路ではないということで、そういった道路に係る占有料についてはもう非強制徴収公債権で、同じく河川占用料についても 1 級河川、2 級河川、あとそういった河川に準用される準用河川は強制徴収公債権で、それ以外の普通河川であるとか法定外水路、青線、都市下水路等についての河川占用料については非強制徴収公債権という認識で大丈夫ですか。

○宮本主査 事務局の整理としてはそうでございます。例えば倉田先生など、その辺りは何か御見解はありますか。

○倉田弁護士 そのとおりです。

○宮本主査 先生からそういった言葉をいただきました。

○浜松市 ありがとうございます。

ついでにもう一点。

これも事前に質問させていただいてあるのですが、またちょっと違う話なのですが、地方税滞納処分の例であるとか国税滞納処分の例、国税徴収の例とか、そういったものについて国税徴収法のどの条文が適用になるのか。全般的に適用になる、包括的に適用されると回答をいただいているのですが、徴収猶予が国税徴収とか地方税徴収の例に含まれるか含まれないかというのがわかるようでわからないものですから、一応浜松市の場合、こういう法令の定めがある分割納付、強制徴収公債権でいえば徴収猶予とか換価猶予で、非強制については履行延期の特約等、私債権については履行延期の特別約束で、公課については履行延期の処分等、そこら辺の整理がつくようでつかないものですから、簡単に言うと、徴収猶予という規定が国税や地方税の滞納処分の例に含まれるか含まれないかという1点でも構いませんけれども、教えていただきたいのです。

○宮本主査 事務局でその権限がないので、あくまでも私どもの整理という発言で御理解いただきたいと思います。

まず、国税滞納処分の例、地方税の例によるというところにつきましては、総務省から包括的に適用があると。では、包括的ということが具体的にどこまでかという論点かと思えます。国税徴収法第5章におきまして滞納処分が規定されていると思えます。徴収猶予が第5章の中に入っているのであれば、当然に適用されるものと理解しているところがございます。ただ、例えば第5章、第6章についても滞納処分の言及がございますが、それ以外のところがどこまで適用されるのかは私どもの方では把握をしていないところがございます。逆に皆様のところで私たちはこういうふうに行っているといったことがあれば、是非御意見として出していただければと思えます。事務局としての整理は、まず5章については当然適用があるということでございます。

○岸委員 いかがでしょうか。

○船橋市 船橋市ですが、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権と、要するに法律に出ていますね。ということは、滞納処分とはいわゆる一番厳しい処分、それが地方税の例により処分することができるということであれば、当然換価の猶予、徴収の猶予もその地方税法に倣う。これは類推規定でどの解説書にもそういうふうを書いてあるところだと思います。

それと執行停止も当然、滞納処分が地方税の例によるんだから、その執行停止も強制徴収公債権については地方税法15条の7で行っているのではないかと思います。基本的にはそういうふうないろいろな解説書に書いてあるということ、それが正しいかどうかはわかりませんが、私もそのとおりだなと思えます。一番厳しい処分が税に倣うのだから、当然換価の猶予、徴収猶予も類推規定で税に倣っているのではないかと思います。

○浜松市 どこに書いてあるというわけではないのですが、滞納処分には徴収猶予は含ま

れないということで、徴収猶予は個別法で規定されているものに限るという見解も結構あるようです。例えば介護保険法だと142条、保育料等ですとそういった規定がない。同じ強制徴収公債権であっても、介護保険料、税に近いようなものについては徴収猶予の規定は個別法、介護保険法に規定されているのだけれども、保育園保育料などについては個別法、児童福祉法等で徴収猶予の規定がないから徴収猶予は滞納処分の例には含まれないんだよというような解説も見ることがあるものですから、強制徴収公債権イコールすべて徴収猶予も換価猶予もいいんだよというのか、強制徴収公債権の中でも個別法で徴収猶予の規定がある債権だけ徴収猶予が可能という見解は変なのでしょうか。

○船橋市 基本的には要するに個別法で規定されていれば、当然それを優先しますね。ですから一般的な考え方として、個別法である分についてはその法律を優先して、ない場合には地方税法に従うということではないでしょうか。

○浜松市 結局は個別法に規定があればそちらの方に基づいて徴収猶予可能だし、個別法に規定がなくても地方税、国税滞納処分の例ということで徴収猶予が含まれるという認識でよろしいですね。ありがとうございます。

○岸委員 川崎市さん、お願いします。

○川崎市 先ほどの件につきまして若干私が前々から関心があった点でもあるのですが、いわゆる公課と国税との間の滞納処分の例によるというのは2通りある中で、1つは「国税滞納処分の例による」という規定ぶり、もう一つは「国税徴収の例による」という規定ぶり、2通り用意されていて、これは法律で決まっている整理なのですけれども、そこでいう「国税徴収の例による」の方が範囲が広い。これはつまり滞納処分の前の段階、つまり滞納前の段階の徴収の例からすべて丸ごと例によれるので、そちらの方が範囲が広いわけです。実際一番問題となるのは「国税滞納処分の例による」という場合と「国税徴収の例による」場合との差がどこにあるのかという部分ですが、これは実はいろいろ調べてもなかなか回答がないような気がします。私個人的には、徴収猶予の方は国税徴収の例にはよるんだけど、滞納処分の例にはよらないのではないかと考えております。それはつまり滞納処分の前の段階でも徴収猶予はあり得るので、そうすると滞納処分の例によるとは若干ずれる場合もあるのかなと考えております。ただ、この点は明確に法解釈上の問題でなかなかずばりとしたものが、私も勉強不足ということがありまして明確には言えず、1つの考え方として述べさせていただきました。

○岸委員 今の点につきまして、ほかに御意見はございますでしょうか。

なければ、その他の点につきまして何か質問等はございますでしょうか。

豊橋市さん、お願いします。

○豊橋市 また重なりますが、情報の共有化についてということで秦野市さんと船橋市さんに話していただいたのは、多分債権管理のとりまとめ課が情報の共有、いわゆる情報を得ているという形だと思うのですが、とりまとめ課だけではなく、実際債権の所管課が例えば保育課が税の滞納情報とかを教えてもらうということをやっているのかどう

か。

もう一点は、情報というのはどこまでを共有しているのかを教えてください。例えば税を滞納していることだけなのか、それとも、その該当者が滞納して、なおかつ勤め先や自宅の電話番号までの情報を得ているのかどうか教えてください。

○船橋市 船橋市の場合には基本的に考え方としまして、市民税課が市民税の仕事をするときに、事務分掌で市民税の仕事をする規定されていますね。ですから市民税課の職員は市民税の情報を持つ、固定資産税課は固定資産税の仕事という事務分掌になっていますから固定資産税の情報を持っているわけですね。ですからそもそも論として、例えば固定資産税課が固定資産税の情報を取り扱うことについて審査会に諮問などする必要はないわけです。そういうところから考えて、私どもの方のところは債権管理課が本市の債権について調整総括する、要するに本市の債権は公債権だろうが強制徴収だろうが私債権だろうが、すべて私の方で名寄せして訴えるし、取り扱う。

一方で、逆に私どもの方から情報は出ないです。ブラックホールのように一方通行であって、所管課には所管課が取り扱う債権の情報は勿論フィードバックしますけれども、それ以外のものについては一切情報はフィードバックしないというところですよ。

ですからそもそも論、例えば市民税課が保育料のデータを取り扱う、これは当然何の目的に使うのか、事務分掌にないデータを取り扱うときには審査会等によって審査しなければいけないと思いますけれども、そもそもそれを仕事とすると事務分掌に規定すれば、情報、ものについては一元的に扱うのは何ら問題ないと思います。

逆に、強制徴収でも、例えば市民が税と国保で50万、100万滞納している、保育料が30万還付があった。そうしたときに保育課の職員は保育料の滞納がなければ充当しないから還付通知を出しますね。しかし、市とすれば、まだ国保だろうが税だろうが50万、100万滞納がある。そのときに当然市とすれば、「Aさん、保育料30万還付になりますけれども、この分で滞納のあるところを納めていただけませんか」と交渉すべきだと思います。そのときに市民Aさんが「勿論来たら前向きに納付しますよ」と書いていただければいいんですけども、背を向けて、「今、税の方については1万円なり2万円なり分納しているでしょう、保育料の30万円は私はいただきますよ」などということであれば差し押さえをしてしまえばいい話です。やはり自治体は債務についてはすぐお金を支払いますね。例えば私債権で100万も200万も滞納があった、一方で、市の道路の用地の拡張で、Aさんに対してはほかの所管課、街路課みたいなところが5,000万の売買契約を結んだ。5,000万はすぐ売買契約をした月末に非課税の枠をつけながら市民にお金を払って、一方ではこちらの方はずっと安い金額で、その方が入れてくれればいいんですけども、そうでなければ私債権だったら相殺すればいいのではないのでしょうか。そういったところの債権管理は所管ごとの縦割りではなくて、やはり1歩上から見た債権管理が非常に大事なかと私は思っています。

○岸委員 よろしいでしょうか。

○豊橋市 はい。

○嘉麻市 私どもの方も債権管理条例を制定して、第20条の方で情報の共有ができると規定しています。ただ、この条文につきまして、今日お見えになっています須田先生の方から非常にお叱りを受けまして、随分研究させていただいた経過があるのです。

1つは、収納対策室は当然債権を全部管理します。ですから電算においてもすべて閲覧ができるという形になっておりますので、知ろうと知らずとにかかわらず私どもの方には必ず情報が来ます。これはもうそもそも論なのですが、私が公債権についての滞納、私債権についての滞納を両方見た、公債権の滞納処分するときにはその情報を使う、一方、私債権の方の強制執行にかかったときに、片一方の私は知らないということはありません。同一人物ですから当然知っているわけです。そのときにどう解決したらいいかという問題が出てきまして、まず1つは同じ課で公債権、私債権を扱わせるということ。そこで徴収吏員として任命をすること、なおかつ徴税吏員を併任させることにいたしました。更に条件としては税の滞納がある、そして私債権の滞納がある、なおかつ私債権として法的な措置をとる段階の方についてのみ情報を共有して構わないという規定にしています。なおかつ、情報の共有をした場合については個人情報保護審査会の方には毎年1回報告をし、その指示を仰ぐというような2段構え、3段構えという形で個人情報が守られるようにという手段をとっております。

以上です。

○岸委員 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

どうぞ、茨城県さん。

○茨城県 弁護士の倉田先生に御質問すればよろしいのかとは思うのですが、実際弁護士事務所ですとか弁護士法人さんで、特に行政からの債権回収の実績のある何か資料ですとか一覧ですとか、そういったものがあればお示しいただければと思ったのです。といいますのも、本県の場合にちょっと問題となっているのが、非常に増えているのが医業未収金、病院の関係です。そうするとサービサーさんの方では完全な業務委託はなかなか法的に難しいというところで、弁護士法人さんの方に委託を考えているのですけれども、ところがどこに委託したらいいのか、実績があるところはどこなのかがなかなかわからないので、もしそういう資料ですとか情報があれば教えていただければと思います。

○倉田弁護士 知っている範囲でお答えいたしますけれども、1つは、医業未収金の業務を委託するときに公募をしますか、それとも専門的な業務ということで随意契約でやってしまうのですか。

○茨城県 そうです。

○倉田弁護士 日弁連なり私が把握している限りでは、そういうことを受けている事務所とか団体はほとんどありません。例えばこういうことがあったのです。今まで幾つかの

県とか大阪府とかが公営住宅の使用料、退去者の使用料未収金を公募で出したときに、これはサービサーさんにも委託を公募で案内しているわけですがけれども、1年半くらい前に、大阪府さんは今日いらっしゃるのかな、公営住宅の使用料を額面でたしか25億くらいあったかと思えますけれども、それを一弁護士に公募で応募してくださいというのをやったのです。そういう情報が来て、それは私どもの周り、顧問の先生はよく知っている方だったのですけれども、応募するしないという話もあったのですが、実際は大阪府以外の府県の弁護士法人が3つ4つ応募をして、そのうちの1個がとったという情報はありますけれども、そこがどういう事務所で、どういう傾向の事務所かということについてはとりあえず把握しておりません。それは任意で応募したということでございます。

あとはそれぞれ、今日はレジュメにも書いておきましたけれども、受け皿ができている弁護士会等に相談をすればいいと思いますが、水戸弁護士会はそういう受け皿はまだできていないようです。日弁連として水戸弁護士会と共催をして去年研修をやろうと企画したのですが、震災があつて中止になったものですから、そこは日弁連に御相談をいただければ、そういう受け皿の御紹介はできるかと思えます。

私の方から質問をよろしいでしょうか。

松山でシンポをやったときに、滞納整理機構が各都道府県に多分半分以上はあるのでしょうか。そこで三重の滞納整理機構の事務局長さんにお見えいただいたときに、そこは税しかやっていないのです。今日も内閣府の資料の中で、小規模の自治体さんにあつては、もう顔見知りの職員が顔見知りの隣近所の人に滞納処分をかけるとか徴収するのは非常にやりにくいということを出している、そのときに私債権とか債権の範囲を広げることが出来ますかということについて非常に否定的な見解だったのです。それは人員の問題、予算の問題があるかもしれませんが、その辺の滞納整理機構等の活用について、実態を踏まえてどういうふうに皆さんがお考えかということをお聞きしたいところがあるのです。そういう問題に関心があるということで、御意見がある方に一、二お聞きしたいのです。

○岸委員 いかがでしょうか。

○秦野市 住宅貸付についてはもう今、奈良、和歌山、京都府は、機構ではないのですが、組合みたいなものをつくってやっております。

○岸委員 よろしいでしょうか。

そろそろ時間の方も迫ってまいりました。

では、専門委員の菊地先生から。

○菊地委員 明治大学の菊地でございます。本日は活発な御意見を拝聴させていただきありがとうございました。

もともと公共サービス改革法は民間委託が可能な範囲について法令上の特例措置を定めるというようなことを議論していたわけですが、今回はこれまでとは異なって、まず

は債権回収業務全般について前広な議論をさせていただいたのかなと思っております。

先ほども議論がありましたが、たとえば水道料と下水道料、これは自治体によっては債権者も水道料は県であって、下水道は市町村であるというところもあれば、一方は公債権で、一方は私債権で2年という非常にややこしいものをまずは少し情報として整理していくという作業を積み重ねていくことになろうかと思えます。それによって皆様の実務上の悩み、課題を少しでも解決できるような方法を一緒に考えていければと思っております。

その背景には、やはりどの自治体さんも徴収率を上げていきたいということがあろうかと思えます。先ほど倉田弁護士からもありましたように、広域連合や一部事務組合という制度を利用して債権回収機構などをつくる方法以外にも、例えば滋賀県さんは今日いらっしゃるかわかりませんが、先ほどもありましたようにお互い併任発令をするような方法を使って徴税吏員となり、情報の共有に関する問題をクリアーしていくというような選択肢もあり得るわけです。そういったやや前広な、川下の話から、最終的には制度上の障害やボトルネックなどの川上にさかのぼっていくような議論が今後出てくるのではないかなと思っております。

あとは、先ほど弁護士会の方でも地方自治法、地方自治法施行令に精通する方が少ないというお話がありました。先ほどの秦野市の条例6条の話にもありましたが、法律の規律密度がやや緩い部分があるということと、先ほど出た2年の短期消滅時効の話については恐らく10年以内くらいに民法が改正されてもう少し整理される可能性があります。あとは、弁護士さんも新司法試験組は行政法の素養を持っている方がこれからたくさん増えて現場に入っていきますので、そういう方々が育ってくるまでもう少し辛抱しながら議論を深めていく必要があるかと思えます。

法に基づく「市場化テスト」を行う場合には、公共サービス改革法では第三者機関を設置するということが義務づけられております。先ほど債務者に対して血も涙もある回収をするんだというお話がありましたが、債務者の権利を福祉的な観点からどうやって保護していくのかということについて、江戸川区さんが弁護士会に委託する債務と委託しない債務をどうやって区分けをされたのかですとか、第三者機関みたいなものも必要なのかどうかということも含めて、恐らく今後も議論してある程度詰めておくべきことがたくさんある気がいたしております。

今回は初めての試みで非常に時間が限られた中で活発な議論ができたと思っておりますので、我々としてもいろいろこういった機会を設けていければと思っております。

(文責 内閣府 公共サービス改革推進室)